

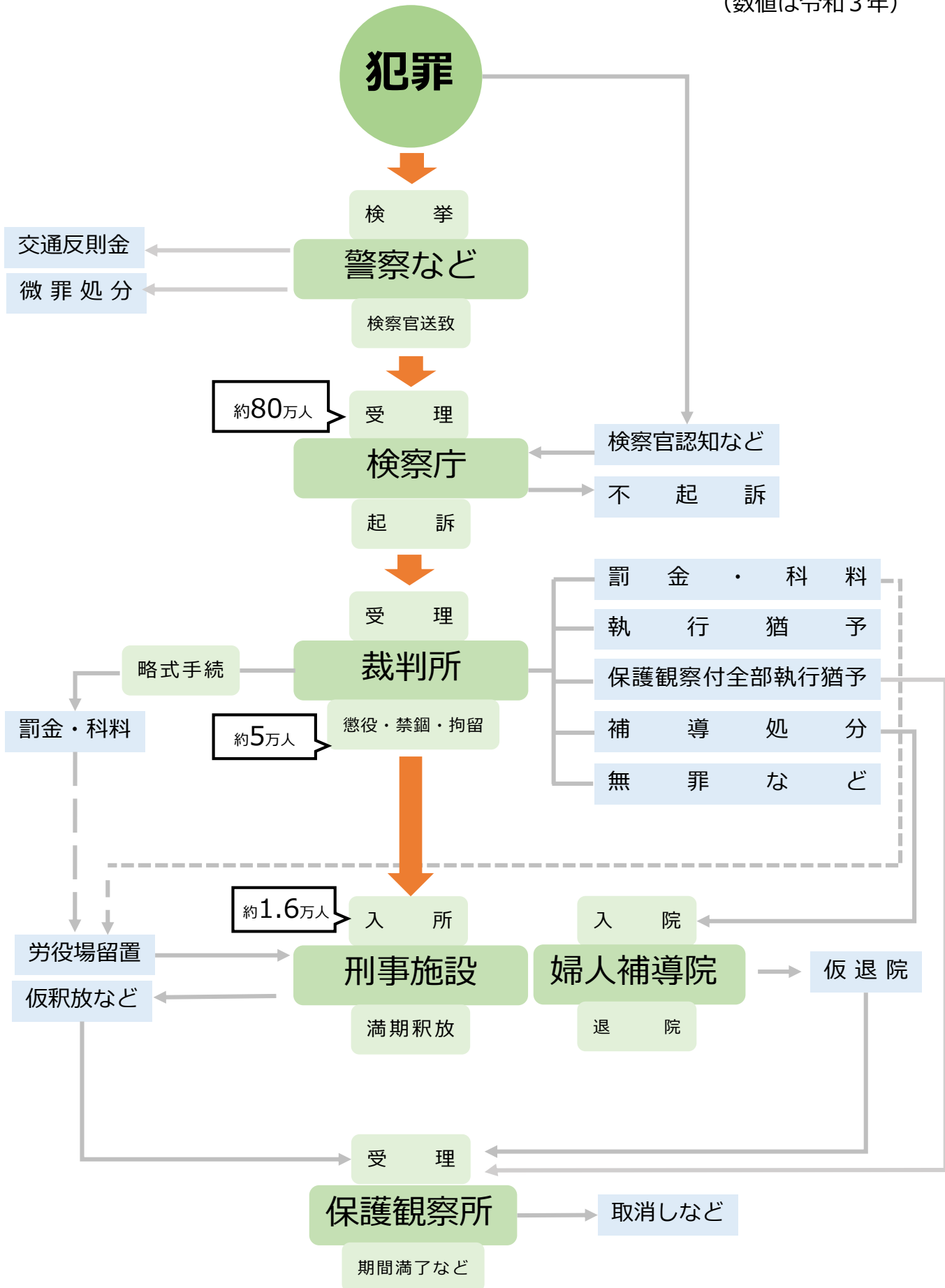
刑事施設の概要

【目次】

1.矯正行政基礎情報	…P1
1-1.刑事手続の流れ	
1-2.刑事施設の職員・組織	
2.入所から出所までの流れ	…P3
3.作業	…P4
4.改善指導及び教科指導	…P5
4-1.改善指導	
4-2.教科指導	
5.社会復帰支援	…P6
5-1.就労支援	
5-2.福祉的支援	
6.刑事施設視察委員会及び不服申立て	…P7
6-1.刑事施設視察委員会	
6-2.不服申立て	

1 - 1 . 刑事手続の流れ

(数値は令和3年)



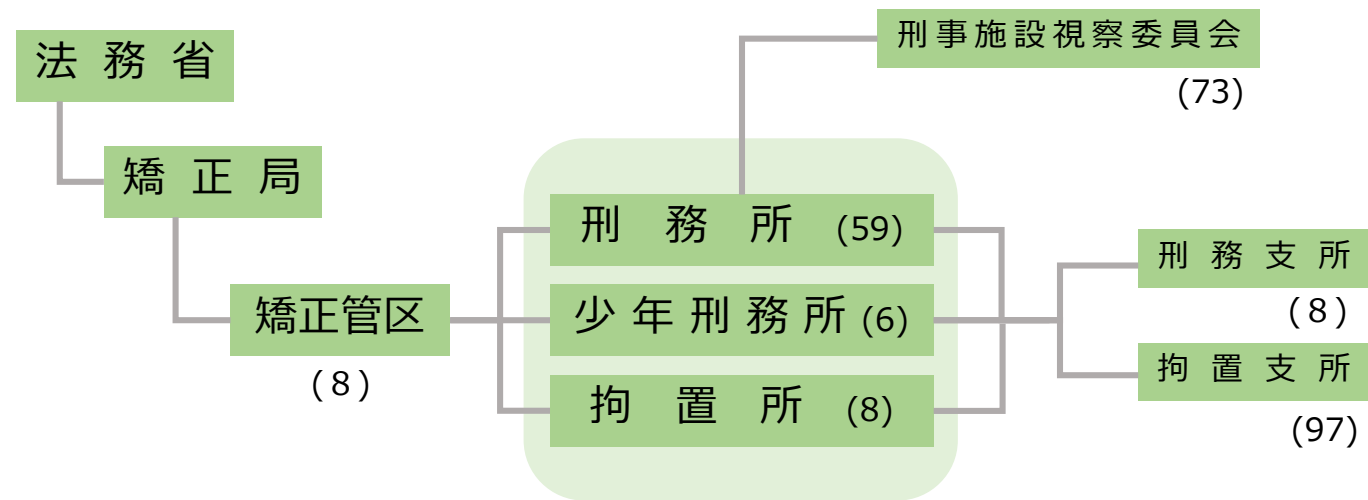
1 - 2 . 刑 事 施 設 の 職 員 ・ 組 織

1 . 刑事施設の職員定員（令和 4 年度）

刑務官	17,417人	作業専門官	609人
教育専門官	292人	調査専門官等	222人
医療職	878人	その他	274人

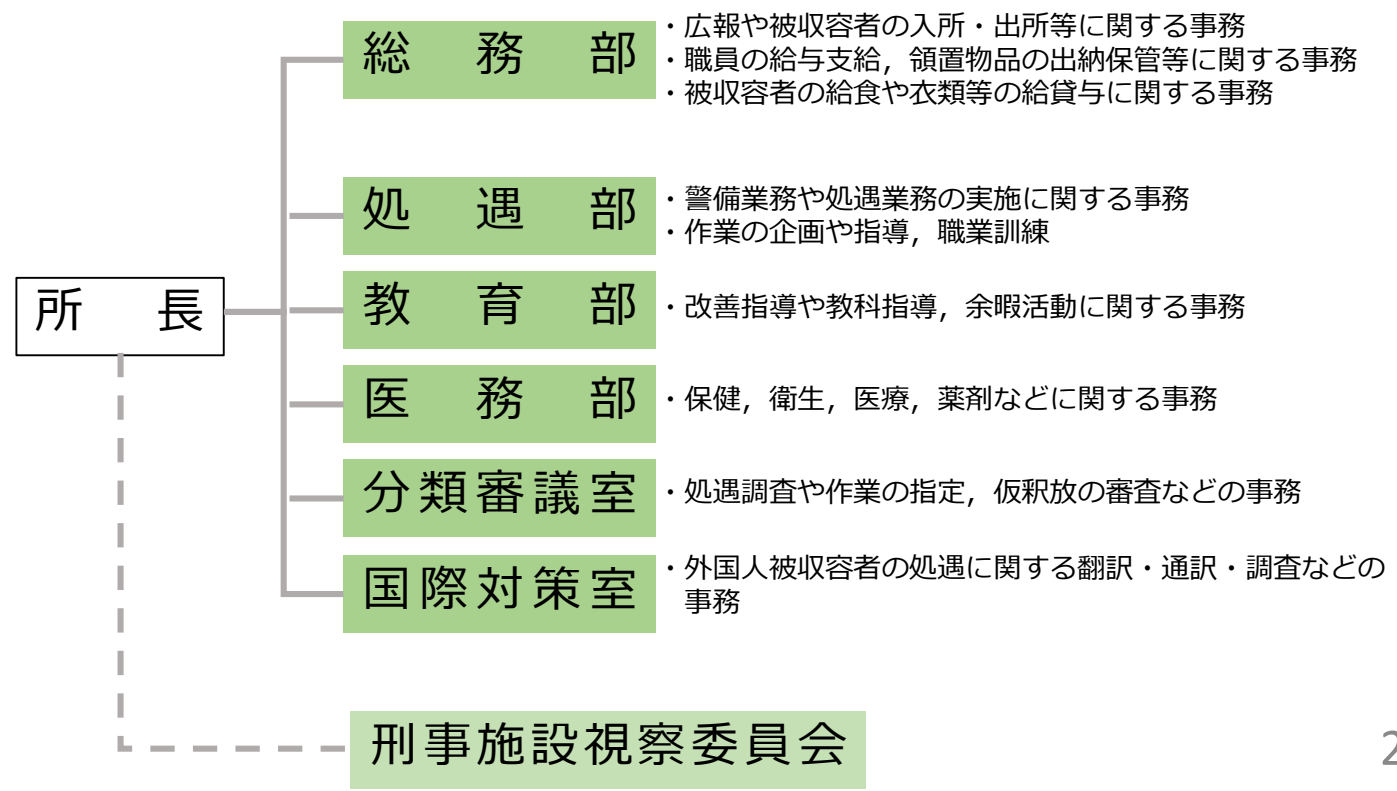
合計 **19,692人**

2 . 組織図



※()内の数字は、2022年 4 月現在の組織体の数を示す。

3 . 刑務所組織（大規模施設の例）



2. 入所から出所までの流れ

入 所

受刑者の処遇に必要な基礎資料を得るための調査

刑執行開始時の調査

受刑の意義や施設内の生活などに関する指導

刑執行開始時の指導

受刑者に行わせる労務

作 業

学校教育の内容に準ずる内容の指導

犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるため必要な指導

矯正
処遇

改善指導

教科指導

円滑な社会復帰のための支援

社会復帰支援
(就労支援・福祉的支援)

釈放前の指導

釈放後の生活などに関する指導

出 所

【参考】受刑者の一日の生活の例（平日）

※多くの受刑者は作業を実施しているが、指導対象者は、該当するプログラム等を受講

6:45	7:00	8:00	10:00	10:30	12:00	12:40	17:00	18:00	21:00
起床・洗面	点検・朝食	矯正処遇※	運動	矯正処遇※	昼食	矯正処遇※	点検・夕食	余暇時間	就寝

3.作業

1. 刑務作業の概要

- **「作業」**とは、刑事施設において受刑者に行わせる労務のこと。刑法によって**懲役受刑者に義務付け**られている（禁錮受刑者等も申出により作業を行うことが多い。）
- できる限り、受刑者の**勤労意欲を高め**、**職業上有用な知識及び技能を習得**させるように実施。
- 正当な理由なく作業を怠った場合、懲罰対象になり得る。

2. 刑務作業の種類

① 生産作業

物品を製作する作業及び労務を提供する作業。

例) 木工工場
洋裁工場
金属工場



② 職業訓練

職業に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させることを目的として実施する計画的・組織的な訓練

例) 介護福祉科、情報処理技術科

③ 自営作業

刑事施設内における炊事、洗濯等の経理作業、建物等の修繕などの営繕作業

例) 洗濯工場



④ 社会貢献作業

社会に貢献していることを受刑者が実感することで改善更生及び円滑な社会復帰に資する作業

例) 除草作業
除雪作業



3. 刑務作業の機能

- ・ 規律ある就業態度の習得
- ・ 勤労意欲の喚起
- ・ 作業目標の達成を通じた**忍耐力**と**集中力**の養成
- ・ 社会共同生活への順応性の養成
- ・ 職業的な技能及び知識の付与

4. 実施状況（令和3年10月末）

○ **生産作業 27,729人（77.0%）**

（内訳）

・ 洋裁 4,191人（15.1%） ・ 金属 3,303人（11.9%）
・ 木工 1,352人（4.9%） ・ その他 18,883人（68.1%）

○ **自営作業 6,764人（18.8%）**

○ **職業訓練 1,504人（4.2%）** ○ **社会貢献作業 53庁**で実施

※括弧書きは全就業者**35,997人**に占める割合

4 - 1 .改善指導

改善指導には、一般改善指導と特別改善指導がある。

一般改善指導

講話、面接などの方法により、①被害者及びその家族等が置かれている状況や心情を理解させ、自分の犯した罪に対する反省を深めさせること、②規則正しい生活習慣、健全なものの見方や考え方を身に付けさせること、③釈放後の生活設計に必要な情報について理解させ、規則を守る遵守する精神、行動様式等を身に付けさせること等を中心に指導。

特別改善指導

特定の事情を存することによって、改善更生、円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象とした指導（以下の6種類）。

1.薬物依存離脱指導

2.暴力団離脱指導

3.性犯罪再犯防止指導

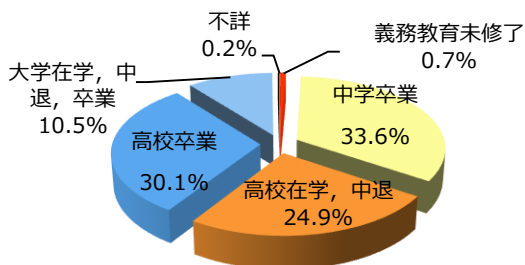
4.被害者の視点を取り入れた教育

5.交通安全指導

6.就労支援指導

4 - 2 .教科指導

受刑者の教育程度の現状



○ 新受刑者の約60%（令和2年）が
高等学校未修了者

※令和2年矯正統計年報

円滑な社会復帰のため、
教科指導が重要

教科指導の種類

補習教科指導

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第104条第1項）

対象：社会生活の基礎となる学力を欠くことにより、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者

⇒ 学校教育（小・中学校）の教科の内容に準ずる内容の指導を行う。

特別教科指導

（同条第2項）

対象：学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者

⇒ 学力の状況に応じ学校教育（高校・大学程度）の教科の内容に準ずる内容の指導を行うことができる。

- 受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗、指導に必要な知識及び技能を習得している職員の数、民間の篤志家等による協力の状況等を考慮して刑事施設の長が定める指導プログラム等に基づき実施
- 教員免許等を持つ教育専門官や受刑者教育支援スタッフ（非常勤職員）による指導のほか、教員OBなど、民間の教科指導ボランティアに支えられて指導を行っている。
- 一部の施設においては、高校通信制課程の受講が可能

5 - 1.就労支援

○受刑者・少年院在院者に対する就労支援対策

・**厚生労働省と連携**して，刑務所出所者等に対する就労支援を実施

☆ハローワーク職員の駐在

現在，全国で**35**の刑事施設において，ハローワークの相談員が施設に駐在（H27.4～）

☆受刑者等専用求人

刑務所出所者等を雇用する意思のある事業主が，特定の施設を指定して求人票を登録することが可能（H26.2～）

○コレワーク（H28.11～東京・大阪で運用開始，R2～全国8か所に設置拡大）

全国8か所に矯正就労支援情報センター（通称コレワーク）を設置
受刑者の資格・職歴等に関する情報を一括管理し，出所者等の雇用を希望する事業主の相談に対応 **→求人・求職のマッチングを促進**

- ・雇用情報提供サービス
- ・採用手続支援サービス
- ・就労支援相談窓口サービス

事業主を
サポート

事業主

相談

コレワーク

〈コレワーク実績〉

- ・相談受付件数 9,230件
- ・内定件数 1,186件
- ※H28.11～R4.6の実績

全国の受刑者・
在院者の情報

刑事施設
少年院

5 - 2.福祉的支援

○特別調整

高齢又は障害により，自立が困難で身寄りがいないなど，福祉的な支援が必要な者に対し，**釈放後速やかに福祉サービスが受けられるよう**，地域生活定着支援センター等の関係機関と連携して特別調整を実施

刑事施設
少年院

社会福祉士等による調査

更生保護施設

情報提供
連絡・調整

一時的受け入れ
に向けた調整

受入先の調整等

福祉機関等

自治体福祉部等
福祉事務所
医療機関
社会保険事務所
地域包括支援センター
社会福祉施設…など

保護観察所

協力依頼

地域生活
定着センター

○社会福祉士等による相談・助言

社会福祉士等による出所後の各種福祉制度の利用等に関する相談・助言

※刑事施設における社会福祉士等の配置施設数（令和4年度）

福祉専門官（常勤） 57

社会福祉士（非常勤） 67

精神保健福祉士（非常勤） 8

○社会復帰支援指導プログラム（令和3年度受講開始人員 456人）

福祉に対する基本的な知識等を付与することなどを目的としたプログラムを実施

6－1. 刑事施設視察委員会

それぞれの刑事施設には、外部の有識者で構成される刑事施設視察委員会が設置されている。

○体制

人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから法務大臣が任命する10人以内で組織。

(例) 弁護士、医師、地元自治会会長、地方自治体職員など

○主な活動

刑事施設からの情報提供のほか、①刑事施設の視察、②被収容者との面接、②被収容者から提案箱等を通じて提出された書面を通じて、その刑事施設の運営状況を把握。

2～3か月に1回開催される会議において、刑事施設の長に対して、その刑事施設の運営に関し、意見を述べる。

※ 法務省は、毎年、全国の刑事施設視察委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容の概要をとりまとめて公表

6－2. 不服申立て

○審査の申請・再審査の申請

信書の発受の制限や、懲罰などの刑事施設の長の措置に不服がある者は、矯正管区長にその取消しや変更を求めることができる。

矯正管区長の裁決に不服がある場合は、更に法務大臣に対して再審査の申請をすることができる。

○事実の申告

刑事施設の職員から違法な有形力の行使を受けるなどした被収容者は、矯正管区長に申告することができる。矯正管区長は申告された事実等の有無を確認して、その結果を通知する。

矯正管区長の確認結果に不服がある場合は、更に法務大臣に対して事実の申告をすることができる。

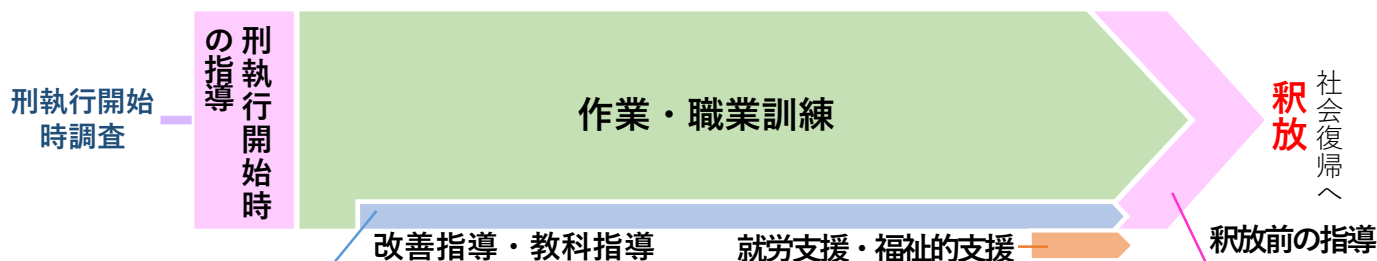
○苦情の申出

法務大臣、監査官（年1回行われる監査のとき）又は刑事施設の長に対して、刑事施設における処遇全般について苦情を申し出ることができる。

7.拘禁刑導入後の矯正処遇（イメージ）

現行（懲役刑）

- 矯正処遇は、どのような受刑者であっても作業を中心として実施する必要

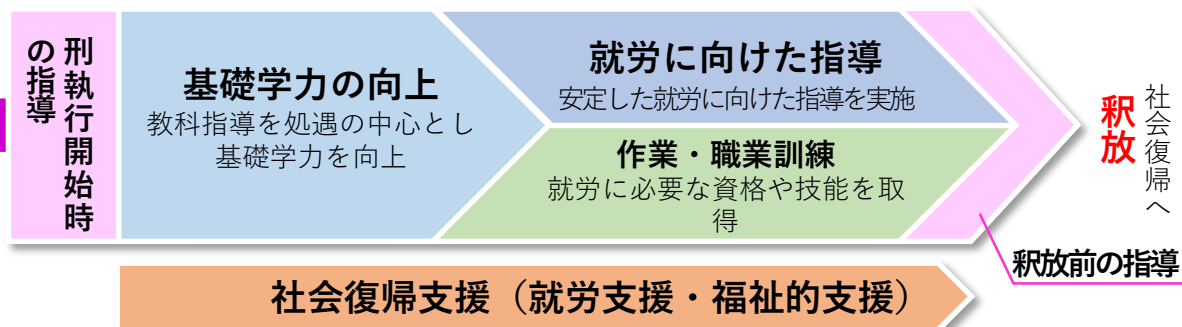


拘禁刑導入後（イメージ）

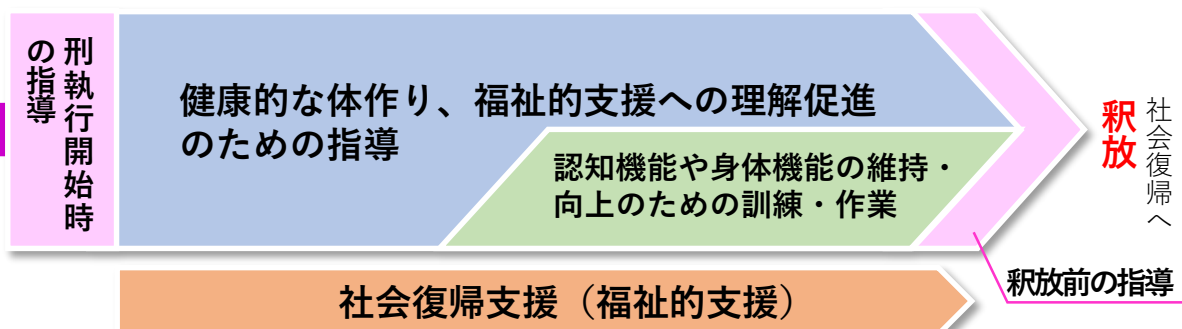
- 受刑者の資質を把握するための処遇調査を充実化
- 受刑者ごとにその特性を踏まえ、柔軟な矯正処遇を展開

○ 受刑者の特性に応じた矯正処遇の例

学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に資する受刑者



高齢又は障害により心身の機能の低下が著しい受刑者



刑執行開始時調査
各種のスクリーニングを実施